

**戦略的広報推進業務委託
公募型プロポーザル 評価基準**

評価項目		評価ポイント	配点 (満点)
企画・運営・遂行力	1. 相談業務	県からの相談に対応する者の広報に関する知識や経験が幅広く、また、相談を受けた内容に対して解決策を提示するための十分な手法等を有しているか	10
		県職員が積極的に相談の場を利用するような”しかけ”について提案ができているか	5
	2. SNSの活性化 ①Instagramの創設・運営	アカウント創設に際し、目的に沿ったコンセプトおよびターゲティングを設計する手法が、Instagramのトレンドを捉えたものとなっているか	10
		特定分野だけに特化しない、奈良県の魅力を様々な視点から発信していく提案内容となっているか	10
		効果検証の手法について、明確な内容が示されており、本業務の実施期間中においても随時アカウント運用に反映できるようなものとなっているか	5
		創設に向けてのスケジュールに無理がなく、実現性が高いものとなっているか。また、個人情報やアカウントセキュリティ、コンプライアンスに関して、適切な体制が組織として整備されているか	10
		KPIの達成のための提案が具体的であり、効果的なものとなっているか	15
	②県公式SNS及び県の事業課が所管するSNSの運営への助言	県のSNSアカウントの課題が具体的に示され、課題解決・改善に資する実現性の高い助言が期待できるか	10
	3. 職員向け研修の実施について	研修の実施にあたり、受講者が実務上で活用できる研修内容を提案しているか	5
	4. 独自提案	業務の目的や奈良県広報戦略、県の状況等を十分理解した上で、仕様書に示した業務内容以外に奈良県広報戦略で掲げた「戦略的広報により実現すること」に対して効果的な提案がなされているか	5
5. 実施体制	業務を円滑、効果的に実施できる体制を有しているか	10	
事務局審査	価格(5点)	業務にかかる見積金額とその内訳が妥当であるか	5
合計(評価結果)			100

※各委員の評価結果の合計得点を総計した点数を提案者の得点とし、得点が最も高い者を最優秀企画提案者として選定する。
ただし、各委員の評価結果の合計得点を総計した点数が6割以上で、委員会において最優秀企画提案者として適当であると承認されなければ選定されない。

※提案書を提出した事業者等が2者に達しない場合は、各委員の評価結果の合計得点を総計した点数が6割以上で、かつ委員会の合議により認められた者について、当該提案者を最優秀企画提案者として選定する。